

在イラク日本国大使館での査証発給業務の停止について

令和2年1月4日
在イラク日本国大使館

1 2020年1月4日から、在イラク日本国大使館では以下の場合を除き、査証発給業務を停止いたします。

- (1) 外交・公用目的の渡航
- (2) 我が方政府又は独立行政法人が直接招へいする案件
- (3) 日本国政府が実施する国費留学生の渡航
- (4) 緊急的な人道的配慮が必要と認められる場合

2 在エルビル領事事務所での査証申請受付は通常どおり行っておりますので、業務停止期間中は、同領事事務所の指定する代理業者を通じて申請いただくようお願いします。